

JFRグループ従業員の皆様へ

団体扱「自動車保険」のご案内



団体扱制度をご利用いただくと保険料が割安になります。
この機会に是非ともご契約くださいますようおすすめします。

JFRグループの団体扱割引

15.0% 適用

団体扱割引15.0%は2019年3月1日から2020年2月29日までを
保険期間の始期日とする契約に適用されます。
割引率は、毎年の団体の損害率等により見直されます。



一般契約の分割払に比べ

約5% 割安

団体扱分割払は一般契約と異なり分割割増がかから
ないので約5%割安となります。

団体扱契約は
一般契約に比べて

約 19% 割安!!



《ご注意》

- 上記割引率は、次の通り、団体扱割引等を連算して算出しております。
分割払の場合：1 - (1 - 団体扱割引・15.0%) × (1 - 一般契約分割割増分・約5%)
- 自動車保険は、ご契約のお車が主な自家用車*の場合にご契約いただけます。ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車の場合等には代理店までお問い合わせください。
*主な自家用車とは、お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車[普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪]、特種用途自動車(キャンピング車)であるものをいいます。

記名被保険者と車両所有者は、
ご契約者の同居の親族等の場
合でもご契約いただけます。

ご契約者はJFRグループに勤務し、JFRグループから毎月給与の支払いを受けている方に限ります。
記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者は、ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居の親族、ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの場合も、ご契約いただけます。

現在のノンフリート
等級も継承されます。

現在のノンフリート等級も継承されます(他の保険会社、JA共済、全労済等を含みます。ただし、一部の共済を除きます。)

現在ご契約の保険証券(表と裏の両面)と自動車検査証のコピーを、FAXもしくは郵送にてご送付ください。お見積りだけでもさせていただきます。

お申込み、お問い合わせ先(取扱代理店) **JFRグループ保険代理店;大丸興業株式会社保険チーム**

大阪; 〒541-0051 大阪市中央区備後町 3-4-9
東京; 〒135-8510 東京都江東区木場 2-18-11
名古屋; 〒460-0008 名古屋市中区栄 5-2-36

TEL; 0120-725-200 FAX; 06-6205-1025
TEL; 0120-023-641 FAX; 03-3820-7108
TEL; 0120-658-687 FAX; 052-238-2537

※ご提出いただいた保険証券・自動車検査証のコピーに記載の個人情報については、東京海上グループ各社が取扱う保険商品等の各種商品・サービスのご提供・ご案内をするために利用させていただくことがあります。東京海上グループ各社における個人情報の取扱い等については、ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。
※このチラシは自動車保険(団体扱)の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件がある場合があります。なお、ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店;大丸興業または東京海上日動にご請求ください。「ご契約のしおり(約款)」は東京海上日動のホームページでもご確認ください。団体扱特約失効時の取扱い、その他ご不明な点等がある場合は、代理店;大丸興業または東京海上日動までお問い合わせください。

引受保険会社



東京海上日動火災保険株式会社

担当課: 関西営業第2部 営業第3課 電話: 06-6203-0283

作成日 2019年1月
18-TC03196